

益子町生涯学習ボランティア養成講座受講費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生涯学習指導者の養成・確保を図るため、町民が受講する生涯学習ボランティア養成講座の受講料の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(生涯学習ボランティア養成講座の種類)

第2条 補助の対象となる生涯学習ボランティア養成講座(以下「ボランティア養成講座」という。)は、文部科学省認定社会通信教育「生涯学習指導者養成講座生涯学習ボランティアコース」及び「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修」とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、生涯学習に関心のある益子町民(学生を除く)で、一年度あたり20名以内とする。

(受講者の決定)

第4条 ボランティア養成講座の受講を希望する者は、益子町生涯学習ボランティア養成講座受講申込書(様式第1号)を提出しなければならない。この場合において、応募者が募集定員を上回るときは、申し込み順により決定するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、受講料の2分の1とする。

(補助金交付申請書の提出)

第6条 ボランティア養成講座の受講者(以下「受講者」という。)は、益子町生涯学習ボランティア養成講座受講費補助金交付申請書(様式第2号)に当該講座の受講料が記載されている書類等を添えて町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定によって補助金等の交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合には、その条件を申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 受講者は、当該講座の全課程を修了したときは、益子町生涯学習ボランティア養成講座受講費補助事業実績報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第9条 町長は、前条の規定により補助事業等の完了の届出があったときは、報告書等の書類の審査により、補助金等の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、受講者に通知する。

(補助金等の請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた受講者が、補助金等の交付を受けようとするときは、益子町生涯学習ボランティア養成講座受講費補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から適用する。

附 則(平成25年教委告示第6号)

この要綱は、平成25年6月1日から適用する。

(様式第 1 号)

益子町生涯学習ボランティア養成講座受講申込書

年 月 日

益子町長 様

住 所

氏 名 印

電 話

益子町生涯学習ボランティア養成講座を受講いたしたく、益子町生涯学習ボランティア
養成講座受講費補助金交付要綱第 4 条の規程に基づき申し込みます。

(様式第2号)

年 月 日

益子町長 様

住 所

氏 名 印

年度益子町生涯学習ボランティア養成講座
受講費補助金交付申請書

年度の益子町生涯学習ボランティア養成講座受講費補助事業について、受講費補助金 円を交付されるよう、益子町補助金等交付規則第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書
- 2
- 3

(様式第 3 号)

年 月 日

益子町長 様

住 所

氏 名 印

年度益子町生涯学習ボランティア養成講座
受講費補助事業実績報告書

年 月 日付益生学第 号で益子町生涯学習ボランティア養成講座受講
費補助金の交付の決定の通知があった益子町生涯学習ボランティア養成講座受講費補助事
業について、益子町補助金等交付規則第 9 条の規定により、その実績を報告します。

- 1 補助事業等の施行場所
- 2 補助金額 円
- 3 着手年月日 年 月 日
- 4 完了年月日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 講座の修了を証する書類の写し
 - (2)
 - (3)

(様式第 4 号)

年度益子町生涯学習ボランティア養成講座
受講費補助金交付請求書

金 円

年 月 日付益子町指令益生学第 号で額の確定の通知があった益子町生涯学習ボランティア養成講座受講費補助金を上記のとおり交付されるよう益子町補助金等交付規則第 11 条の規定により請求します。

年 月 日

益子町長 様

住 所

氏 名

印

益生学第 号
年 月 日

様

益子町長

益子町生涯学習ボランティア養成講座受講者決定通知書

年 月 日付で申し込みのあった益子町生涯学習ボランティア養成講座の受講者に決定したので通知します。

つきましては、益子町生涯学習ボランティア養成講座受講費補助金交付要綱を遵守の上別添益子町生涯学習ボランティア養成講座受講費補助金交付申請書（様式第2号を）提出願います。

益子町指令益生学第 号

様

年 月 日付で申請のあった 年度益子町生涯学習ボランティア養成講座受講費補助金については適正と認め、益子町補助金等交付規則（昭和48年益子町規則第5号）第5条第1項の規定に基づき、次の条件を付して金 円を交付します。

年 月 日

益子町長

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は 年 月 日付による申請書で申請のあった益子町生涯学習ボランティア養成講座受講費補助事業とし、その内容は申請書のとおりとする。
- 2 定められた期間内に当該講座を修了できなかったときは補助金を交付しませんのでご承知願います。

益子町指令益生学第 号

様

年 月 日付をもって提出された 年度益子町生涯学習ボランティア養成講座受講費補助事業実績報告に基づき、 年 月 日付益子町指令益生学第 号による町補助金の額を、益子町補助金等交付規則第10条の規定により、次のとおり確定する。

補助金確定額 円

年 月 日

益子町長